

年金からの個人住民税特別徴収制度について

平成20年度の税制改正により、平成21年4月1日現在65歳以上で年金所得に係る住民税の納税義務のある方については、平成21年10月から年金の支給の際に税額が差し引かれる「特別徴収制度」が開始されます。

ただし、次の～に該当する場合は年金から特別徴収されません。

老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合。

当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合。

介護保険料を年金から特別徴収されていない場合。

また、年金からの特別徴収が開始されるかの可否については、7月中旬頃に判定するため、対象となる方には、再度、お知らせいたします。対象とならない方については、そのまま普通徴収（納付書または口座振替）にて納付してください。

65歳以上で年金所得に係る税額のある方

年金所得のほかに給与所得などがあり、勤務先から給与の特別徴収で住民税が徴収されていた方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に含めることができなくなります。

年金所得に係る税額のある方で、年金の特別徴収の対象者となった場合には、年税額の2分の1を6・7・8・9月の4回で普通徴収（納付書による支払いまたは口座振替）、残りの2分の1の税額を10・12月・翌年2月の年金から特別徴収されることとなります。

なお、年金の特別徴収の対象者とならなかった場合には、年金所得に係る税額を6月から12月までの7回で普通徴収（納付書による支払いまたは口座振替）で納付することとなります。

65歳未満で年金所得に係る税額のある方

年金所得のほかに給与所得などがあり、勤務先から給与の特別徴収で住民税が徴収されていた方については、65歳以上の方と同様に年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に含めることができなくなります。

年金所得分の税額は、6月から12月までの7回で普通徴収（納付書による支払いまたは口座振替）で納付することとなります。

この説明内では、個人住民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表記しています。具体例については、裏面をごらんください。

詳しくは、厚岸町役場税財政課課税係へお問い合わせください。

電話：0153-52-3131（内線135～139）

ケース1

65歳未満で年金収入、給与収入、扶養なしの方で給与から特別徴収されている場合

総所得金額：224万、所得控除合計額：100万（町道民税年税額（A）：125,500円（均等割含む））
 うち給与特別徴収分 給与所得：200万（給与所得課税額（B）：101,500円（均等割含む））
 うち年金所得分 年金所得：24万（年金所得課税額（A - B）：24,000円）

去年までは

給与からの特別徴収	計		納期ごとの納付額
	125,500	11,100 (6月)	10,400 (7月～翌年5月までの11ヶ月)



今年から

	計		納期ごとの納付額
1 給与からの特別徴収	101,500	9,100 (6月)	8,400 (7月～翌年5月までの11ヶ月)
2 普通徴収 (納付書または口座振替)	24,000	6,000 (6月)	3,000 (7月～12月までの6ヶ月)
合計(1+2)	125,500		

ケース2

65歳以上で年金収入、給与収入、扶養なしの方で給与から特別徴収されている場合

総所得金額：224万、所得控除合計額：100万（町道民税年税額（A）：125,500円（均等割含む））
 うち給与特別徴収分 給与所得：200万（給与所得課税額（B）：101,500円（均等割含む））
 うち年金所得分 年金所得：24万（年金所得課税額（A - B）：24,000円）

去年までは

給与からの特別徴収	計		納期ごとの納付額
	125,500	11,100 (6月)	10,400 (7月～翌年5月までの11ヶ月)



平成21年6月

	計		納期ごとの納付額
1 給与からの特別徴収	101,500	9,100 (6月)	8,400 (7月～翌年5月までの11ヶ月)
2 普通徴収 (納付書または口座振替)	24,000	6,000 (6月)	3,000 (7月～12月までの6ヶ月)
合計(1+2)	125,500		



平成21年7月中旬

	計		納期ごとの納付額
1 給与からの特別徴収	101,500	9,100 (6月)	8,400 (7月～翌年5月までの11ヶ月)
2 普通徴収 (納付書または口座振替)	12,000		6,000(6月)、3,000(7月) 2,000(8月)、1,000(9月)
3 年金からの特別徴収	12,000		4,000 (10・12月、翌年2月の3回)
合計(1+2+3)	125,500		

今回送付の通知書は、年金からの特別徴収の対象となる方にも、まだ判定ができないため納付書による普通徴収で通知しています。7月中旬に特別徴収の対象であるかを判定し、対象となる場合は再度通知します。

なお、年金からの特別徴収の対象にならない場合は通知はしませんので、今回送付の納付書により納付してください。

ケース1及びケース2は（所得控除合計額 < 給与所得）で算出しているため、（所得控除合計額 > 給与所得）の場合、年金からの特別徴収の対象とならないことがあります。